

国立大学法人京都工芸繊維大学の中期目標・中期計画一覧表

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>(前文) 大学の基本的な目標</p> <p>1. 長期ビジョンー本学の目指すところー</p> <p>本学は、その前身校の時代から、工芸学と繊維学にかかわる幅広い分野で、京都の伝統文化・産業と深いかかわりを持ちながら、常に世の中に新しい価値を生み出す「ものづくり」にかかわる実学を中心とした教育研究を行い、また、近年においては、自然環境との調和を意識しつつ、人を大切にする科学技術を目指す教育研究を行い、広く社会や産業界に貢献してきた。</p> <p>環境問題、エネルギー問題、地球温暖化問題など地球存亡の課題に直面している今、本学は、これらの諸課題を解決するための教育研究を行い、第1期中期目標期間の成果を踏まえ、豊かな感性を涵養する国際的工科系大学を目指す。</p> <p>本学は、これまでに果たしてきた役割を踏まえつつ、長い歴史の中で培った学問的蓄積の上に立って、「人間と自然の調和」、「感性と知性の融合」及び「高い倫理性に基づく技術」を目指す教育研究によって、困難な課題を解決する能力と高い倫理性・豊かな感性をもった国際的・高度専門技術者を育成する。</p> <p>2. 長期ビジョンの実現に向けて</p> <p>20世紀の過度の「分析主義」への反省から、21世紀の科学技術には、「総合的視点」に基づく新しいパラダイムが求められている。</p> <p>この新しいパラダイムは、「限りある自然と人間の共生」、「人間相互の共生」を追求し、また「持続</p>	

的社会的構築」という課題に応えるためのものでなければならない。

このような状況を踏まえ、本学は、ものづくりの要である「知」、「美」、「技」を探究する教育研究体制によって、それぞれの専門分野の水準を高め、同時に互いに刺激しあって総合的視野に立ち、人に優しい工学「ヒューマン・オリエンティッド・テクノロジー」の確立を目指す。

このため、以下の5つの目標の達成を目指し、長期ビジョンの実現に取り組む。

- ①豊かな感性に導かれ、心身の活力と充足感をもたらす新しいサイエンスとテクノロジーの開拓
- ②人間・自然・産業・文化の調和型先端テクノロジーの研究開発
- ③エコ社会を目指す環境マインドの涵養
- ④国際舞台で活躍できる豊かな感性をもった創造的技術者の育成
- ⑤地域社会、産業界の要請に的確に対応できる教育研究活動の展開

3. 中期目標設定の基本的考え方と取組みのねらい

第2期中期目標期間を長期ビジョンの実現に向けた基盤確立期と捉え、この期間に優先的に取り組むべき事業を、教育、研究、管理運営などの側面に照らして、各課題ごとに抽出し、それぞれの目標を第2期中期目標として設定する。

具体的な計画策定に当たり、特に留意した点は次のとおりである。

- ①幅広い高度専門技術者の養成
- ②国際社会、地域社会、産業界への積極的な貢献
- ③分野融合的な新領域の開拓
- ④学生と教職員、地域社会と大学、教育現場と管理運営サイドなどの相互間の円滑なコミュニケーションに基づくマネジメントの実現

国立大学法人京都工芸繊維大学の第2期中期目標・中期計画は、以下のとおりである。

◆ 中期目標の期間及び教育研究組織

1 中期目標の期間

平成22年4月1日から
平成28年3月31日までの6年間

2 教育研究組織

この中期目標を達成するため、別表1の学部、研究科を置く。

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標

前文の「3. 中期目標設定の基本的考え方と取組みのねらい」に基づき、次の事項を重点的に取り組む。

- ①国際的に活躍できる高度専門技術者の育成
- ②学域特性を活かした高度な専門技術の修得
- ③社会の要請に対応できる幅広い知識の修得と表現能力の涵養
- ④京都という文化特性を活かした感性豊かな人材の育成
- ⑤KITスタンダードに基づく教育成果の明確化

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

【学士課程】

1) アドミッションポリシーに基づく入学者への教育支援

- 更なる入試の改善を行うとともに、学生の受け入れから卒業まで一貫した教育システムを構築する。
- 育成すべき人材像を明確にし、必要とされる能力を修得するための教育内容と教育成果の一貫性のある教育システムの周知を図るとともに、中等教育との接続の改善を図る。

2) 教育課程

- 大学理念を実体化する「知」と「美」と「技」の基本を修得できる教育プログラムを提供する。
- 本学固有の教養教育により、京都という文化特性を活かした感性豊かな人材を育成する。

3) 教育方法

- 専門科目群においては、講義、演習、実習、実験を適切に組み合わせ、カリキュラムの構造化を図る。
- 教育補助手段として、I Tを活用する。

4) 成績評価と質の保証

- G P A、C A P制、シラバスに基づく厳格な成績評価を実施し、その成果を社会に公表する。

【学士課程】

1) アドミッションポリシーに基づく入学者への教育支援に関する計画

- ①アドミッションポリシーに基づき、A O入試をはじめとする学部入試における選抜方法の更なる改善を図り、入学から卒業までの一貫した教育支援システムを構築する。
- ②アドミッションセンターでは、入学前教育の充実及び入学後の成績追跡調査による入試種別の特性評価を行うとともに、学部及び総合教育センターと連携して、中等教育との接続の改善を行う。

2) 教育課程に関する計画

- ①学士力向上を図るため、幅広い知識、基礎学力、専門知識、専門技術を体系的に修得できる、階層化されたカリキュラムと課程別の履修モデルを提示する。
- ②単位の実質化の視点から提供科目数を厳選し、キャリア教育、環境教育、安全教育等に参加できる時間割を編成し、履修計画表を学生に作成・登録させ、成績及び単位取得を自主管理する仕組みを構築する。
- ③学部課程の教育目標を再構築し、多様な学習背景を念頭においたカリキュラムを提供する。

3) 教育方法に関する計画

- ①大学理念に沿った異分野交流及び異文化交流を促進する教育を展開する。
- ②学生と教員の共同プロジェクトなど、正規科目と課外活動の中間領域の体験型アクティブラーニングプログラムを展開し、競技会やコンテストへの参加を奨励する。
- ③語学教育、K I Tスタンダードなど、目的に応じた自学自習システムを整備する。

4) 成績評価と質の保証に関する計画

- ①成績評価基準であるG P A及びC A P制を履修要項に明記し、また、科目別の評価基準をシラバスに明記することにより、学生に自ら達成度を評価させる。
- ②K I Tスタンダードによる学士力を社会に公表する。

【大学院課程】

- 1) アドミッションポリシーに基づく入学者への教育支援
 - 社会の高度情報化、多様化に伴う専門技術者教育への要請に速やかに対応するために、大学院博士前期（修士）課程における入試の多様化を図り、入学機会を増やすとともに、高等専門学校専攻科修了生、社会人及び外国人留学生の入学を促進させる。
- 2) 教育課程
 - 国際的に活躍できる高度専門技術者を育成する。
 - 専攻の特性を具現化した高度な専門技術を修得させる。
 - 急激に変化する社会の要請に対応できる幅広い知識の修得とプレゼンテーション能力を涵養する。
- 3) 教育方法
 - 博士前期（修士）課程の講義科目を中心に、更なる教育の実質化に努める。
 - 博士後期課程では、所定の修業年限内での学位取得率を向上させる。
- 4) 成績評価と学術成果の質の保証
 - 大学院教育の実質化を行い、厳格な成績評価を実施する。
 - 大学院生の教育研究成果について、広く社会に公表する。

【大学院課程】

- 1) アドミッションポリシーに基づく入学者への教育支援に関する計画
 - ①専門分野別、入学試験種別ごとにアドミッションポリシーを定め、社会に公表する。
 - ②大学院博士前期（修士）課程においては、一般選抜のほかに、秋季入学者選抜を実施する専攻を拡大するとともに、推薦入試、社会人及び外国人留学生等の各種特別選抜の複数回実施を継続し、多様な大学院学生を確保する。
- 2) 教育課程に関する計画
 - ①修士論文を課さない特定課題型コースを秋入学制度にも適用し、ユニバーサルアクセスを実現することによって、社会人の学び直しや留学生などの多様な教育需要に応える。
 - ②外国人留学生に対しては、遠隔地教育システムを活用した渡日前教育によるスムーズな受入体制を整備するとともに、入学後も異分野交流及び異文化交流に配慮した専攻横断科目を運用して、効果的な学習を可能にする。
 - ③大学院に新専攻の設置を目指すとともに、各専攻は専攻の特性に関連した教育研究センターや教育研究プロジェクトセンターとの連携により、専門技術を修得させる。
- 3) 教育方法に関する計画
 - ①博士前期（修士）課程では、成績評価基準を明示するとともに学生の授業評価に基づく研究指導のFD研修を行い、教育の実質化を推進する。
 - ②博士後期課程では、ディプロマポリシーに基づくロードマップを作成し、所定の修業年限内の博士の学位取得率を向上させる。
 - ③海外インターンシップ、国際学会での発表、学術論文の発表など、多様な実践的国際化トレーニングを促進する。
- 4) 成績評価と学術成果の質の保証に関する計画
 - ①コースワークを重視し、シラバスに表記した基準に基づいた成績評価を実施する。
 - ②大学院生の教育研究成果の収集と整理を図り、KIT学術成果コレクション（学術機関リポジトリ）などを通じて情報発信する。

(2) 教育の実施体制等に関する目標

1) 教職員の配置

○教育の実施体制の基盤である人的資源、経済資源、環境資源の3つの資源を、学生定員に基づき適正に配置・配分する。

2) 教育環境の整備

○教育環境を構成する基本3要素である「予算」、「施設」及び「機器」を整備し、自学自習のための快適な教育環境を実現する。

3) 教育の質の改善のためのシステム整備

○FD・SD体制、閲覧情報及び教育の質の改善を推進する組織を整備し、PDCAサイクルを実行する。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

○各年度の収容定員は別表のとおり。

1) 教職員の配置に関する計画

- ①教職員の配置、予算配分、面積配分の相互関連を明確にし、年次ごとのPDCAサイクルを実現する。
- ②再雇用制度を活用し、厚みのある教育支援体制を構築する。

2) 教育環境の整備に関する計画

- ①教育事業を推進するための財政的支援を整備する。
- ②施設の質的向上と学域特性に見合った施設整備を行うとともに、自学自習室を整備・運用する。
- ③授業や自学自習のための情報基盤整備と機器の運用体制を整備する。

3) 教育の質の改善のためのシステム整備に関する計画

- ①学士力・修士力の向上及び博士の学位取得の促進の観点から、学生からの意見、外部評価や社会からの要請を反映した、分野別・目的別のFD・SDを実施する。
- ②教育の質の改善に資するための情報の一元化とIT化を図り、入試情報、学務情報、学生サービス情報及び国際交流情報の閲覧を容易にする。
- ③総合教育センター、学生支援センター、国際交流センター及びアドミッションセンターにおける教育関連事業は、役員、教員、事務職員、技術職員、再雇用職員及び外部助言者の手厚い実施体制により展開する。

(3) 学生への支援に関する目標

1) 学生への学習支援や生活支援等

- 学生支援は、従前の生活支援、課外活動支援及び就職支援に学習支援を加えて4つの柱とし、キャリア教育を核として、学生各自が自己目標を達成できるよう、学生支援策を体系的に運用する。
- 生活支援、課外活動支援及び就職支援は、それぞれの支援策の目標を具体的に定め、学生支援センターの部会を中心に活動情報を収集・整理し、年度ごとの活動を展開する。

2) 学生支援の質向上

- キャリア教育の視点から、個人特性に応じた学生支援システムを整備する。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

1) 学生への学習支援や生活支援等に関する計画

- ①生活支援は、経済、住居及び通学の3つの柱のもとに、活動を展開する。
- ②課外活動をキャリア教育の一環と位置づけ、文化系、体育会系サークルを積極的に大学行事に参加させるとともに、初年次から卒業まで継続的なキャリア教育を展開する。
- ③KIT成績管理システムとスタディアドバイザー制度を組み合わせ、学習支援に基礎を置くきめ細かな総合的學生支援システムを構築する。

2) 学生支援の質向上に関する計画

- ①学生支援センターは、アドミッションセンター、総合教育センター及び国際交流センターと連携し、キャリア形成の視点から入学から卒業まで、個人特性に応じた総合的學生支援システムを整備する。
- ②メンタルヘルス及びハラスメント研修の実施並びに防災防犯情報などを、学生個々に速やかに提供するとともに、学生自らが編集した学生生活情報を発信する。

2 研究に関する目標

「豊かな感性に導かれ、心身の活力と充足感をもたらす新しいサイエンスとテクノロジーの開拓」及び、「歴史都市京都から世界に向けて発信する、本学の個性を活かした人間・環境・産業・文化調和型の先端テクノロジーの研究開発」を目指し、特に次の点に重点をおいて取り組む。

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

1) 目指す研究の水準

- 研究分野ごとに目指すべき研究水準目標を設定する。
- 研究成果の不断の検証とフィードバックを行う。

2) 成果の社会への還元

- 地域の産官（公）学と連携を進める。
- 地域連携教育研究拠点を形成する。

3) その他の目標

- 重点研究課題を定め、支援する。
- 新しい研究の芽を育成する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

1) 目指す研究の水準に関する計画

- ①研究分野ごとに研究水準目標を設定し、その達成状況等に関する自己点検・評価及び外部有識者による検証を行う。
- ②研究の質の向上に向けて、検証結果を研究分野ごとにフィードバックし、研究水準を向上させるための方策を策定する。

2) 成果の社会への還元に関する計画

- ①地域の活性化に貢献するため、地域産業界、地域自治体、地域公的機関及び地域の大学と包括的連携を進める。
- ②地域の産官（公）学と共同して、地域人材育成のための教育研究拠点を形成する。

3) その他の目標に関する計画

- ①長期ビジョンを実現するため、重点領域研究プロジェクトを定め、推進し、支援する。
- ②教育研究推進事業等で「新しい研究の芽」として認定する研究課題に対して、その育成支援策を講じるとともに、知財獲得への啓蒙活動の充実・拡大や基本知財を獲得するための支援を行う。

(2) 研究実施体制等に関する目標

1) 研究者等の配置

○研究実施体制の柔構造化を進める。

○若手研究者への支援を充実する。

2) 研究環境の整備

○研究施設、研究設備を計画的に整備する。

○施設、設備等の積極的、効率的活用を促す仕組みを構築する。

3) 研究の質の向上システム

○研究の展開のためのトータルな支援システムを構築する。

○成果の評価に基づく研究費の配分システムを構築する。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

1) 研究者等の配置に関する計画

- ①重点領域研究プロジェクトを、部門等を越えた研究グループで組織し、研究実施体制を柔構造化するとともに、異分野の若手研究者を積極的に配置し、学内外との活発な交流を推進する。
- ②次代を担う大学院生等に対して、教育研究推進事業に申請枠を設置するなど、支援を充実する。

2) 研究環境の整備に関する計画

- ①本学が重点的に取り組む研究領域における研究活動を一層高度化・活性化する観点から、共同利用施設や設備の整備計画を立案し、実施する。
- ②上記の共同利用施設や設備を維持・改善するとともに、設備利用の効率化と高度化を推進する。

3) 研究の質の向上システムに関する計画

- ①長期ビジョンを実現するために、萌芽研究から重点領域研究プロジェクト、教育研究プロジェクトセンター、そして常設センターの設置へと導くトータルな支援システムを構築する。
- ②教育研究推進事業等の研究成果の評価結果に基づく研究費配分及び外部資金獲得に応じた支援などによって、研究の更なる活性化と質の向上を目指す。

3 その他の目標

(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標

1) 地域社会への教育貢献

- 生涯学習・リフレッシュ教育、高大連携教育の推進等により、地域社会への教育に貢献する。

2) 地域社会への研究貢献

- 技術相談、技術移転等の仕組みを拡大・充実させる。

- 知財獲得、活用等に関する支援を行う。

(2) 国際化に関する目標

1) 国際化推進体制の充実

- 長期ビジョンに掲げる「国際的高度専門技術者育成」の展開に向けて、国際交流全般について総合的に企画・推進する体制を充実させる。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置

1) 地域社会への教育貢献に関する計画

- ①総合教育センターを中心に研究科・教育研究センター等の支援を得て、公開講座、市民講座、体験学習講座・シンポジウム等を企画し、計画的に実施するとともに、本学の特色ある科目を中心に市民向け及びリフレッシュ、ブラッシュアップ教育のための聴講対象科目として公開する。
- ②学外の団体との密接な連携により、京丹後キャンパスをはじめとする学外施設において企業支援プログラムなど地域ニーズにあった教育プログラムを開発し実施する。
- ③社会連携推進室を中心に、高大連携教育を推進し、出前授業及び体験授業等を通して、双方の教育改善に資するとともに、次世代を担う青少年に対して、科学技術への関心を高める。

2) 地域への研究貢献に関する計画

- ①地域の中小企業及び工業団体等に対する技術相談、技術情報提供、技術移転等、地域企業支援プログラム事業を展開・推進し、地域産業の活性化に貢献する。
- ②地域産業界等に対して、知的財産に関する人材育成や啓蒙活動のための講習及び研修を実施する。

(2) 国際化に関する目標を達成するための措置

1) 国際化推進体制の充実に関する計画

- ①国際交流センターを中心とし、学部・研究科及び総合教育センター、研究推進本部、産学官連携推進本部、教育研究センター等との連携を強化し、研究者交流及び国際共同研究、留学生の受入から卒業・修了後までの指導・支援、日本人学生の海外教育研究活動、内外への情報発信までを含む総合的な国際化推進体制を充実させる。
- ②国際交流協定については、不断の見直しを行い、多国間グループ交流や専門分野大学グループ交流に参画するとともに、先端材料科学や文化分野において本学が中心となる国際交流グルーピングを推進しつつ、その範囲及び数を拡大する。(10%程度)

2) 若手人材の重点的育成

- わが国の将来を担う本学の学生や若手研究者に対し、国際的な経験を積む機会を積極的に提供し、世界で活躍できる人材の育成に努めるとともに、諸外国の若手人材育成に貢献する。

3) 教育研究における国際協力事業の推進

- 協定大学を中心とする諸外国機関との組織的、継続的な協力事業を教育面及び研究面で積極的に展開する。

2) 若手人材の重点的育成に関する計画

- ①本学独自の国際交流に関する資金や外部資金を活用し、学生や若手研究者の協定機関等への派遣や国際研究集会への参加、海外研究滞在等を支援する。
- ②上記措置を教員以外の職員にも拡大し、本学の国際化を継続的に担える人材を育成する。

3) 教育研究における国際協力事業の推進に関する計画

- ①本学が重点的に推進するテーマを中心に、途上国等における拠点交流大学を軸にして、教職員の派遣・受入、学生（大学院生）の派遣・受入を行い、受入留学生・研究者と学内者との共修活動をも組み込んだ国際交流教育プログラムを充実させつつ、協定機関等との国際共同教育研究や技術協力・産学連携研究を推進する。
- ②大学院の国際科学技術コースを中心に、途上国等から秀逸な留学生を受入れるとともに、留学生の受入数を本中期目標期間において30%程度増加させる。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 組織運営の改善に関する目標

- 1) 教育研究組織の柔軟かつ機動的な編成・見直し
○本学の長期ビジョンの実現に向けて、学内のリソースを最大限有効活用する観点から、教育研究組織や教育システム等の在り方について見直す。
- 2) 人事制度の改善
○教職員の人事評価制度を適確に実施し、組織の活性化を図る。
○戦略的に人員配置を行い、教育研究の充実を図る。
○教育研究の持続ある発展のため、優れた人材の確保を図る。
○職種、経験等に応じた研修等を行い、教職員の資質・能力の向上、意識改革等を図る。
- 3) 戦略的な学内資源配分
○教育・研究の高度化・活性化を図るため、全学的な経営戦略に基づき、人材、資金及びスペースを戦略的・効果的に配分するシステムを構築する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

- 1) 教育研究組織の柔軟かつ機動的な編成・見直しに関する計画
 - ①重点領域研究を核として研究センター化を図り、大学院教育を主体的に担うとともに、既存の大学院組織の見直し・再編及びこれに伴う適正な定員配置を行う。
 - ②大学院に長期ビジョンを具現化する新たな専攻の設置を目指す。
 - ③教育研究推進支援機構と教育組織及び産学官連携推進本部との連携により、教育研究成果の活用機能を向上させる。
- 2) 人事制度の改善に関する計画
 - ①教職員の職務を踏まえて人事評価を行い、給与等の処遇へ適切に反映する。また、この教職員の人事評価の「公平性」、「客観性」、「透明性」及び「納得性」を高めるため、不断の改善を進める。
 - ②学長裁量ポストを活用して、戦略的な教員配置を行うとともに、人件費を効果的に投資して戦略的な人員配置を推進するため、中期的な人件費管理を精緻に行う。
 - ③女性・外国人の教職員採用を促進し、教職員構成の多様性の向上を進めるとともに、特任教員や特任専門職など多様な雇用形態を活用して、教育研究及びその他の業務を更に充実する。
 - ④学内・学外のプログラムを活用して計画的に研修を行うとともに、自己研鑽の機会を積極的に提供する。また、若手教員育成のため、海外の教育・研究機関に年2名程度を派遣する。
- 3) 戦略的な学内資源配分に関する計画
 - ①大学として重点的・組織的に推進すべき教育研究分野に対し、戦略的・効果的な学内資源配分を行うため、学長のリーダーシップの下に適切な学内資源配分の基本方針を策定し、教職員の配置数、予算、間接経費及び施設スペース等の学内資源を教育研究成果の評価に基づいて配分を行うシステムを構築する。

<p>2 事務等の効率化・合理化に関する目標</p> <p>1) 事務処理の効率化・合理化 ○業務の外部委託等を行うとともに、継続的な事務改善を実施し、事務処理の効率化・合理化を図る。</p> <p>2) 事務組織の機能・編成の見直し ○事務組織の機能や編成を見直すことにより、法人運営を円滑に推進できる事務組織を構築する。</p>	<p>2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置</p> <p>1) 事務処理の効率化・合理化に関する計画 ①業務の中で外部委託等が可能なものについては、費用対効果を勘案して効果的な外部委託等を行う。 ②第1期中期目標期間において作成した、本学事務マネジメントシステムによる継続的な事務改善を実施し、事務の効率化・合理化を行うとともに、業務の質の向上を図るため、認証機関等の外部評価を実施する。</p> <p>2) 事務組織の機能・編成の見直しに関する計画 ①事務の効率化・合理化や新たなニーズに適切に対応できるよう、機動的な事務組織を構築する。</p>
<p>Ⅲ 財務内容の改善に関する目標</p> <p>1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標</p> <p>1) 外部研究資金及び寄附金の獲得 ○教育研究の充実・活性化を図るため、外部研究資金や寄附金が獲得できるよう支援する。</p> <p>2) 自己収入の安定的確保 ○教育・研究・社会貢献等の大学の主要な機能の向上を図るため、学外に対する教育研究のサービス向上により、自己収入を安定的に確保する。</p>	<p>Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置</p> <p>1) 外部研究資金及び寄附金の獲得に関する計画 ①教育研究の充実・活性化を図るため、産学官連携推進本部及び研究推進本部において、科学研究費補助金等の各種競争的資金を獲得できるよう、教員のインセンティブが高揚するような仕組みを構築する。 ②地域産業界との連携強化を図り、大学情報を定期的にホームページ等で提供するとともに、報告会等を行うことにより、寄附金等の外部資金の獲得を支援する。</p> <p>2) 自己収入の安定的確保に関する計画 ①地域社会との連携強化及び教育研究成果の還元の観点から、公開講座の開講や社会人の再教育を積極的に行うことにより、自己収入を安定的に確保する。 ②美術工芸資料館所蔵品の貸出しの有料化や、ショウジョウバエ遺伝資源センターの資源分譲に係る料金設定の見直しにより、自己収入を安定的に確保する。</p>

2 経費の抑制に関する目標

(1) 人件費の削減

1) 人件費改革の取組

- 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成 18 年法律第 47 号)に基づき、平成 18 年度以降の 5 年間において国家公務員に準じた人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」(平成 18 年 7 月 7 日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成 23 年度まで継続する。

(2) 人件費以外の経費の削減

1) 管理的経費の削減

- 事務マネジメントシステムの運用や財務情報の分析結果を活用し、管理的経費の削減を促進する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

(1) 人件費の削減に関する目標を達成するための措置

1) 人件費改革の取組に関する計画

- ①「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成 18 年法律第 47 号)に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成 18 年度からの 5 年間において、△5%以上の人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」(平成 18 年 7 月 7 日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成 23 年度まで継続する。

(2) 人件費以外の経費の削減に関する目標を達成するための措置

1) 管理的経費の削減に関する計画

- ①事務マネジメントシステムの運用により、事務業務の効率化・合理化を推進し、管理的経費の削減を促進する。
- ②財務情報の分析結果を活用し、予算配分への反映を行うとともに、年度途中のモニタリングを実施し、効率的な予算執行を行うことにより、管理的経費の削減を促進する。
- ③調達方法の見直し等を行うことにより、管理的経費の削減を促進する。

<p>3 資産の運用管理の改善に関する目標</p> <p>1) 資産の有効活用 ○大学が保有する資産（施設・設備及び資金）の活用方法の見直しを行い、更なる有効活用を促進する。</p>	<p>3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>1) 資産の有効活用に関する計画 ①時限的な研究プロジェクトを推進するため、大学共同利用スペースの効率的な利用を促進するとともに、設備の有効活用を促進するため、設備利用の受益者負担を適正化する。また、施設・設備利用へのチャージ（課金）制の導入・拡大などにより、施設・設備を効果的・効率的に運用する。 ②知の拠点である国立大学の施設は、公共性のある資産であることに鑑み、自治体や連携大学との事業を推進するため、施設・設備の共同利用を行う。 ③資金計画に基づく適切な運用を実施し、その運用益をキャンパス施設の改善、学生支援などに活用する。</p>
<p>IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標</p> <p>1 評価の充実に関する目標</p> <p>1) 自己点検・評価体制の整備 ○教育研究活動及び管理運営に関して、中期計画の履行状況を定期的に自己点検・評価を行い、問題点の改善につなげる体制を整備する。</p> <p>2) 自己点検・評価及び外部評価等の反映 ○社会からの意見を収集し、大学運営の参考にするなど、自己点検・評価、外部評価、計画への反映といったPDCAサイクルを実行する。</p>	<p>IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 評価の充実に関する目標を達成するための措置</p> <p>1) 自己点検・評価体制の整備に関する計画 ①大学評価室は、組織データの収集・整理・閲覧体制を整備するとともに、関係組織と連携して、全学の自己点検・評価を一元的に企画・立案・実施し、外部評価の結果を踏まえ、改善措置を講じる。</p> <p>2) 自己点検・評価及び外部評価等の反映に関する計画 ①大学評価基礎データベースを中心に、教員と学生の個人別活動情報を収集し、組織別集計を行う。また、評価や申請書に活用される書式を想定した学内情報の収集・整理を行い、情報を共有できる閲覧方式を整備する。 ②各部門、各教育研究センター、各業務管理センター並びに事務局各課における活動状況、自己点検・評価及び改善に向けた取組みについて、広く学内外に公表する。</p>

<p>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標</p> <p>1) 諸情報の一体的な発信 ○大学の理念や教育目標、教育研究活動、管理運営活動に関する諸情報を積極的に発信し、社会に対する説明責任を果たす。</p>	<p>2 情報公開や情報発信等に関する目標を達成するための措置</p> <p>1) 諸情報の一体的な発信に関する計画 ①大学評価基礎データベース、研究者総覧、知のシーズ集、K I T 学術成果コレクション及びシラバスの各システムを結合し、情報を収集、発信、閲覧及び活用する際の利便性を向上させる。 ②広報センターにおいて、広報マニュアルに従い種々の広報媒体を駆使して、多角的かつ積極的な広報活動を行うとともに、広報効果を測るため、専門家の助言に基づき、関係者並びに社会の意見を聴取する。 ③ I T を活用して、キャンパス相互の通信網の整備と連携大学との有効な相互接続を行う。</p>
<p>V その他業務運営に関する目標</p> <p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標</p> <p>1) 施設設備の充実 ○キャンパスマスタープランに基づき、快適なキャンパス環境の整備、高機能な施設の整備を図る。</p> <p>2) エネルギー管理 ○環境の観点から適切なエネルギー使用を行い、削減に努める。</p>	<p>V その他業務運営に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置</p> <p>1) 施設設備の充実に関する計画 ①キャンパスマスタープランを更に充実させるため、緑のマスタープラン、建築設備マスタープラン、構内総合交通計画、防犯計画など、主題別の計画をキャンパスマスタープランの中に位置づけ、快適性・高機能性を順次実現する。 ②施設使用指針に基づき、アカデミックプランとフィジカルプランの対応を図り、公平性の観点から施設の管理・運用を行う。</p> <p>2) エネルギー管理に関する計画 ①本学が全学取得している I S O 1 4 0 0 1 及びエネルギー管理標準に基づき、適切なエネルギー使用を行う。</p>

2 安全管理に関する目標

1) 安全管理体制の確立

- 高度な教育研究活動を円滑に行い、安全で衛生的な環境を確保するため、全学的な安全管理体制を更に充実させるとともに、十分な安全衛生教育を教職員及び学生を対象に行う。

- 情報管理の徹底を図り、情報セキュリティを高める。

3 法令遵守に関する目標

1) 経理の適正化等

- 公的研究費の不正使用の発生を防止するため、公的研究費の適正な管理と効率的な使用に関するマニュアルや不正使用の防止対策として講ずるべき必要な事項を全構成員に周知することにより、経理の適正化を推進する。

2) その他の法令遵守

- 社会的に信頼される国立大学法人として、法令を遵守し、適正な法人運営を行う。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

1) 安全管理体制の確立に関する計画

- ①本学の総合的な安全衛生管理対策を企画・立案・実施するために組織した安全管理センターについては、多岐にわたる関連法令を一元的に把握し遵守できる体制とするために、安全と環境が密接に関係することを踏まえ、環境・安全管理センターに拡充改組する。
- ②関連法令等を踏まえ、施設、設備及び作業面での管理を十分にし、定期的な点検・改善を行うとともに、ISO14001認証で培った活動を安全管理と連携させ、全学的な環境安全問題への取組みを進める。このため環境安全衛生に関する講習会を実施し、構成員及び学生の環境安全衛生管理意識を向上させる。
- ③危機管理マニュアルを不断に改定し、危機管理を充実させるとともに、法定の安全衛生委員会からの意見等を速やかに反映した改善ができる体制を構築する。
- ④学内の情報セキュリティの確保・向上に必要な体制や規則等の整備充実に取り組むとともに、教職員の情報セキュリティ意識を向上させるため、計画的に研修等を実施する。

3 法令遵守に関する目標を達成するための措置

1) 経理の適正化等に関する計画

- ①公的研究費の不正使用を未然に防止するため、「公的研究費の不正防止等対応マニュアル」の不断の点検・見直しを行うことにより実効性を高め、全構成員に周知するとともに、納品等の事実確認の徹底を図るため、検収体制を充実・強化する。
- ②不正防止計画を公表し、学内外に周知するとともに、公的研究費の適正な使用について、学内研修会や科学研究費補助金に関する説明会等において教職員及び取引業者に対して周知徹底を図り、経理の適正化を推進する。
- ③公的研究費の事務処理の適正化を図るため、適正経理推進室やKITビューローとも連携し、内部監査体制を強化する。

2) その他の法令遵守に関する計画

- ①大学の使命や社会的責任を果たすことができる法人運営を行うために、法令遵守のための仕組みを整備する。

	<p>VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 別紙参照</p>
	<p>VII 短期借入金の限度額</p> <p>1. 短期借入金の限度額 1.2 億円</p> <p>2. 想定される理由 運営費交付金の受入遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。</p>
	<p>VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画</p> <p>1. 重要な財産を譲渡する計画</p> <p>(1) 学生寄宿舍（洛西寮）の土地及び建物（京都府京都市北区大將軍坂田町2番）を譲渡する。</p> <p>(2) 船舶（汽船 救助艇 滋賀県大津市際川6.85m 5トン未満1艇）を譲渡する。</p>
	<p>IX 剰余金の使途 決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。</p>

X その他

1. 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源
小規模改修	総額 1 6 2	国立大学財務・経営センター 施設費交付金（1 6 2）

（注1）施設・設備の内容、金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

（注2）小規模改修について平成22年度以降は平成21年度同額として試算している。

なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2. 人事に関する計画

- （1）教育研究の充実を図るため、戦略的な教員配置を推進する。
- （2）教育研究の持続ある発展を図るため、優れた人材を確保する方策を実施する。
- （3）教職員の資質向上を図るため、研修をより充実する。
- （4）教職員の活動意欲の向上を図るため、職員の適正な人事評価を行い、給与等の処遇に反映する。

（参考）

中期目標期間中の人件費総額の見込み 28,610百万円（退職手当は除く）

3. 中期目標期間を超える債務負担

- （PFI事業）
なし
- （長期借入金）
なし
- （リース資産）
なし

4. 積立金の使途

前中期目標期間繰越積立金については、教育、研究に係る業務及びその附帯業務の財源に充てる。

別表1 (学部、研究科等)

学部	工学科学部
研究科	工学科学研究科

別表 (収容定員)

平成 22 年度	工学科学部	2,600人
	工学科学研究科	850人 〔うち修士課程 712人〕 博士課程 138人〕
平成 23 年度	工学科学部	2,600人
	工学科学研究科	929人 〔うち修士課程 797人〕 博士課程 132人〕
平成 24 年度	工学科学部	2,600人
	工学科学研究科	992人 〔うち修士課程 860人〕 博士課程 132人〕
平成 25 年度	工学科学部	2,600人
	工学科学研究科	992人 〔うち修士課程 860人〕 博士課程 132人〕
平成 26 年度	工学科学部	2,600人
	工学科学研究科	998人 〔うち修士課程 860人〕 博士課程 138人〕
平成 27 年度	工学科学部	2,600人
	工学科学研究科	998人 〔うち修士課程 860人〕 博士課程 138人〕

(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成22年度～平成27年度 予算

大学等名 京都工芸繊維大学

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	27,814
施設整備費補助金	—
国立大学財務・経営センター施設費交付金	162
自己収入	14,101
授業料及び入学料検定料収入	13,762
財産処分収入	—
雑収入	339
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	4,377
長期借入金収入	—
計	46,454
支出	
業務費	41,915
教育研究経費	41,915
施設整備費	162
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	4,377
長期借入金償還金	—
計	46,454

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額28,610百万円を支出する。(退職手当は除く。)

注) 人件費の見積りについては、平成23年度以降は平成22年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注) 退職手当については、国立大学法人京都工芸繊維大学職員退職手当規則に基づいて支給することとするが、運営費交付金として交付される金額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注) 組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

[運営費交付金の算定方法]

○ 毎事業年度に交付する運営費交付金は、以下の事業区分に基づき、それぞれに対応した数式により算定して決定する。

I [一般運営費交付金対象事業費]

- ①「教育研究等基幹経費」：以下の金額にかかる金額の総額。E (y - 1) は直前の事業年度における E (y) 。
- ・ 学部・大学院の教育研究に必要な教職員のうち、設置基準に基づく教員にかかる給与相当額及び教育研究経費相当額。
- ②「その他教育研究経費」：以下の事項にかかる金額の総額。F (y - 1) は直前の事業年度における F (y) 。
- ・ 学部・大学院の教育研究に必要な教職員 (①にかかる者を除く。) の人件費相当額及び教育研究経費。
 - ・ 附属施設等の運営に必要となる教職員の人件費相当額及び事業経費。
 - ・ 法人の管理運営に必要な職員 (役員を含む) の人件費相当額及び管理運営経費。
 - ・ 教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要な経費。

[一般運営費交付金対象収入]

- ③「基準学生納付金収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額及び収容定員数に授業料標準額を乗じた額の総額。(平成22年度入学料免除率で算出される免除相当額及び平成22年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外。)
- ④「その他収入」：検定料収入、入学料収入(入学定員超過分等)、授業料収入(収容定員超過分等)及び雑収入。平成22年度予算額を基準とし、第2期中期目標期間中は同額。

II【特別運営費交付金対象事業費】

- ⑤「特別経費」：特別経費として、当該事業年度において措置する経費。

III【特殊要因運営費交付金対象事業費】

- ⑥「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度において措置する経費。

$$\text{運営費交付金} = \text{A} (y) + \text{B} (y) + \text{C} (y)$$

1. 毎事業年度の一般運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$\text{A} (y) = \text{E} (y) + \text{F} (y) - \text{G} (y)$$

- (1) $\text{E} (y) = \text{E} (y - 1) \times \beta$ (係数)
- (2) $\text{F} (y) = \{ \text{F} (y - 1) \times \alpha \text{ (係数)} \} \times \beta$ (係数) $\pm \text{S} (y) \pm \text{T} (y)$
 $\pm \text{U} (y)$
- (3) $\text{G} (y) = \text{G} (y)$

E (y) : 教育研究等基幹経費 (①) を対象。

F (y) : その他教育研究経費 (②) を対象。

G (y) : 基準学生納付金収入 (③) 、その他収入 (④) を対象。

S (y) : 政策課題等対応補正額。

新たな政策課題等に対応するための補正額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

T (y) : 教育研究組織調整額。

学部・大学院等の組織整備に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

U (y) : 施設面積調整額。

施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

2. 毎事業年度の特別運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$B(y) = H(y)$$

H(y) : 特別経費(⑤)を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

3. 毎事業年度の特種要因運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$C(y) = I(y)$$

I(y) : 特種要因経費(⑥)を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

【諸係数】

α (アルファ) : 大学改革促進係数。

第2期中期目標期間中に各国立大学法人における組織改編や既存事業の見直し等を通じた大学改革を促進するための係数。

現時点では確定していないため、便宜上平成22年度予算編成時と同様の考え方で△1.0%とする。

なお、平成23年度以降については、今後の予算編成過程において具体的な係数値を決定する。

β (ベータ) : 教育研究政策係数。

物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定する。

注) 中期計画における運営費交付金は上記算定方法に基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程において決定される。

なお、「特別運営費交付金」及び「特種要因運営費交付金」については、平成23年度以降は平成22年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 施設整備費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金及び長期借入金収入は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 自己収入並びに産学連携等研究収入及び寄附金収入等については、平成22年度の受入見込額により試算した収入予定額を計上している。

注) 産学連携等研究収入及び寄附金収入等は、著作権及び特許権等収入を含む。

注) 業務費及び施設整備費については、中期目標期間中の事業計画に基づき試算した支出予定額を計上している。

注) 産学連携等研究経費及び寄附金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄附金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 長期借入金償還金については、変動要素が大きいため、平成22年度の償還見込額により試算した支出予定額を計上している。

注) 上記算定方法に基づく試算においては、「教育研究政策係数」は1とし、「政策課題等対応補正額」、「教育研究組織調整額」、「施設面積調整額」については、0として試算している。

2. 収支計画

平成22年度～平成27年度 収支計画

大学等名 京都工芸繊維大学

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	46,278
経常費用	46,278
業務費	42,994
教育研究経費	8,114
受託研究費等	3,468
役員人件費	543
教員人件費	22,930
職員人件費	7,939
一般管理費	2,248
財務費用	—
雑損	—
減価償却費	1,036
臨時損失	—
収入の部	46,278
経常収益	46,278
運営費交付金収益	27,719
授業料収益	10,418
入学金収益	2,027
検定料収益	446
受託研究等収益	3,468
寄附金収益	825
財務収益	59
雑益	280
資産見返負債戻入	1,036
臨時利益	—
純利益	0
総利益	0

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

3. 資金計画

平成22年度～平成27年度 資金計画

大学等名 京都工芸繊維大学

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	47,125
業務活動による支出	45,258
投資活動による支出	1,196
財務活動による支出	—
次期中期目標期間への繰越金	671
資金収入	47,125
業務活動による収入	46,292
運営費交付金による収入	27,814
授業料及び入学金検定料による収入	13,762
受託研究等収入	3,468
寄附金収入	893
その他の収入	355
投資活動による収入	162
施設費による収入	162
その他の収入	—
財務活動による収入	—
前中期目標期間よりの繰越金	671

注) 施設費による収入には、独立行政法人国立大学財務・経営センターにおける施設費交付事業にかかる交付金を含む。